

「つながる秋田！」地域協働推進事業実施要領

(趣旨)

第1 秋田県（以下「県」という。）は、多様な主体の連携・協働による実践事業を推進し、諸課題の解決や地域の活性化につながる体制づくりを拓げるとともに、県民の発想による地域特性を活かした協働の取組に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、多様な担い手が連携して自らの地域の課題解決にあたる仕組みを構築し、協働による取組を進める協議体（以下「協議体」という。）とする。

なお、協議体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 代表が定められていること。
- (2) NPO等、市町村が構成員に含まれていること（3団体以上の多様な主体の連携による協働事業であること。但し、秋田県との包括連携協定企業を構成員に含む場合は市町村の参画は任意とする）。
- (3) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、次の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること。
 - ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - イ 協議体の意思決定方法
 - ウ 協議体を解散した場合の地位の継承者
 - エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法
 - オ アからエまでのほか、協議体の運営に関して必要な事項
- (4) 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 県は、前項の要件を満たす協議体を事業実施主体として、取組に必要な経費を補助するものとする。

3 本補助事業は、新たな協働の取組を推進し、その体制づくりを拓げることが目的であることから、新しい公共支援事業（新しい公共の場づくりのためのモデル事業）において立ち上げ、補助を受けた協議体は、本補助事業の対象外とする。

(補助要件)

第3 補助金の対象となる事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県の策定するプロジェクトテーマ例に沿った提言書として提出され、かつ協働事業が地域の諸課題解決のための手法であることを明確にした内容と認められるもの。
- (2) 地域課題の解決に向けた先進的な取組であり、他地域のモデルとなる協働実践事業であると見込まれるもの。
- (3) 本事業終了後も、協働の取組を継続できる体制整備が見込まれるもの。

(プロジェクトテーマ)

第4 県の策定するプロジェクトテーマ例は、次のとおりとする。

- (1) 多世代協働による地域コミュニティの再生
- (2) 高齢者の生活課題への対応の仕組みづくり
- (3) 女性の地域活動への参画と子育て環境の充実
- (4) 医療・介護分野と地域活性化の連携
- (5) 教育立県への取組
- (6) シニア世代のノウハウを活かした地域課題の解決
- (7) その他、地域の現状と課題を的確にとらえた提言

(提言の内容)

第5 提言書には、次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 取組の目的及び概要(地域の現状と課題)
- (2) 主たる活動範囲
- (3) 協議体の構成図
- (4) 活動計画及び必要経費(事業計画:3年以内)
- (5) 目指す効果、期待される成果
- (6) 仕組み(多様な参加者の関与)のイメージ
- (7) 取組の新規性・先進性
- (8) 「協働」の継続性・発展性(普及性) など

(補助事業の募集)

第6 補助金の対象となる事業の募集は、別途定める。

(補助事業の応募)

第7 補助事業の採択を希望する協議体は、別途定める募集期間内に、県に応募書を提出しなければならない。

2 前項の応募書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第5の内容を記載した提言書
- (2) 第2第1項(3)に定める協議体の規約その他の規程
- (3) その他、事業の取組内容が分かる参考資料等

(補助事業の審査)

第8 県は、応募事業について、別に定める審査基準により審査し、採択の可否を決定する。

2 県は、採択の可否を応募のあった協議体へ通知するとともに、採択となった事業を公表する。

(採択事業件数)

第9 前項の審査により採択する協働実践事業は、1件程度とする。

(補助の制限)

第10 本事業の補助を受けた協議体は、当該年度中に再度本補助金の交付申請を行うことが

できない。

ただし、次年度以降も本事業が継続される場合にあっては、3回を限度として交付申請することができる。

- 2 他の県補助事業、交付金制度の助成対象となるもの等、事業費に直接・間接に県費が含まれている場合は、本補助事業に係る補助金の交付申請を行うことができない。

(事業実施期間)

第11 協働実践事業を普及させるため、取組の実施期間は3年をめどとするが、本事業の補助対象期間は原則として補助金交付決定日から当該年度の3月31日までとする。ただし、次年度以降も本事業が継続される場合には、補助対象としての継続も可能とする。

なお、前年度から継続される協働実践事業の補助対象期間は、補助金交付決定日によらず、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助率及び補助限度額)

第12 本事業の採択を受けた今年度分の取組については補助率を10分の10とし、100万円を限度とする。

ただし、次年度以降も本事業が継続される場合には、次の各号に掲げるとおり補助率及び補助限度額を逡減するものとする。

- (1) 2年目の取組については補助率を3分の2とし、67万円を限度とする。
- (2) 3年目の取組については補助率を2分の1とし、50万円を限度とする。

(補助対象経費)

第13 補助の対象となる経費は、人件費(関係行政機関の職員に係る恒常的人件費を除く。)、諸謝金(委員、講師等)、旅費(職員、委員、講師等)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費、施設等の整備費、設備備品購入費及び県が必要と認めたその他の経費とする。

2 各構成団体を運営するための経常的な経費については、補助の対象から除くものとする。

3 費用は、対象経費を全額充当できるが、施設等の整備及び設備備品購入にかかる費用は、真に必要不可欠で、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限り、2分の1以内を充当できる。

(変更承認申請)

第14 交付要綱第4条第1項第2号アの規定により、あらかじめ知事の承認が必要な内容の変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経費の配分の変更により、経費項目の新設、廃止があるとき。
- (2) 事業内容の変更により、補助対象経費に30パーセントを超える増減があるとき。

(概算払)

第15 交付要綱第8条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金概算払申請書に請求書を添えて提出するものとする。

(事業報告会)

第16 県は、協働実践事業を普及させるため、他地域のモデルとなる取組成果について「公

開による事業報告会」を開催し、諸課題の解決や地域の活性化につながる体制づくりを拡げるとともに、検証を加えて事業の遂行を支援する。

(実績報告)

第17 補助を受けた協議体は、事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書(交付要綱様式第10号)に次の書類を添付し提出するものとする。

- (1) 事業実績書(交付要綱様式第11号)
- (2) 収支精算書(交付要綱様式第12号)
- (3) 事業の取組内容やその効果がわかる資料(パンフレット、報告書、写真等)
- (4) 収入・支出にかかる領収書等の証拠書類

2 補助を受けた協議体は、事業の成果・課題の分析及び自己評価を行い、前項(1)の事業実績書にその旨を記載するものとする。

(精算払)

第18 県は、協議体から提出される実績報告を確認後、最終的な補助金額を確定したうえで、協議体からの請求に応じて補助金の精算払をするものとする。

(調査等)

第19 県は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助を受けた協議体に報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができるものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第20 県は、協議体が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

(関係書類の保管)

第21 補助を受けた協議体は、補助金交付に関する一連の通知、関連する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公開)

第22 県は、第17の規定に基づく実績報告書の提出があった補助事業の成果について公開することができる。

(その他)

第23 その他本事業の実施に関して、この要領に記載のない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

この要領は、平成27年3月11日から施行する。

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月3日から施行する。